

月次支援金申請開始のお知らせ

月次支援金は、2021年の4月以降に実施される緊急事態措置又は、まん延防止等重点措置に伴う飲食店の休業・時短営業や外出自粛等の影響により、売上が50%以上減少した中小法人・個人事業者等の皆様に給付する制度です。

下記の要件等をご確認の上、お気軽にご相談ください。

支給要件				
2021年4月又は5月又は6月の売上が前年又は前々年の同月比で50%以上減少				
給付対象の具体例				
対象措置実施都道府県のお客様に、商品・サービスを提供する全国の事業者		左記事業者と取引がある全国の事業者（他者を経由して左記事業者に商品・サービスを提供している事業者を含む）		
日常的に訪れるお店 アパレルショップ、飲料や食料品の小売店、美容院や理容店、マッサージ店など		経営コンサルタントや士業など専門サービスを提供する事業者		
教育関連の事業者 学習塾、スポーツの習い事など		システム開発などのITサービスを提供する事業者		
医療・福祉関連の事業者 病院や福祉施設、ドラッグストア、薬局など		映像・音楽・書き物のデザイン・制作などを行う事業者		
文化・娯楽関連の事業者 スポーツ施設、劇場、博物館など		飲料や食料品の卸売を行っている事業者		
旅行関連の事業者 ホテル、旅館、旅行代理店、レンタカー、タクシーなど				
※対象措置実施都道府県外において、地域コミュニティ内の顧客のみと取引を行う小売店や生活関連サービスは給付対象外です				
給付額	中小法人	各月上限 20 万円	個人事業者	各月上限 10 万円
申請期間	4・5月分 2021年6月16日～8月15日 （※当所での事前確認、申請サポートは6月17日からとなります） 6月分 2021年7月1日～8月31日			

☆月次支援金申請サポート（商工会議所会員限定）

申請のサポートを行っています。インターネットでの申請が不安な方はご相談ください。

- ・ **サポート期間：6月17日（木）～8月31日（火）**
（感染防止の観点から完全予約制となります）
- ・ **予約受付：6月16日（水）～** （平日：9：00～16：00、土・日・祝日を除く）

※申請までの流れについては次のページをご確認ください。

問い合わせ・予約先：TEL：0173-35-2121（五所川原商工会議所）
 担当者：寺山・藤田（知）・鳴海まで

【申請までの流れ】

1. 月次支援金ホームページ (https://www.meti.go.jp/covid-19/getsuji_shien/index.html) にてアカウントの申請・登録をお願いします

※すでに一時支援金を受給済の方は改めてのアカウント申請・登録は省略できます。

2. 必要書類をご準備の上、登録確認機関（商工会議所など）で事前確認を受けてください。

※一時支援金を受給された方は一部必要書類を省略できます。

必要書類	一時支援金受給者	月次支援金申請 2 回目以降
1. 所得税確定申告書第一表又は法人税確定申告書 (2 期分) ※受付印又はメール詳細付		
2. 所得税青色申告決算書 (収支内訳書) 又は法人事業概況説明書 (2 期分)		
3. 対象月の売上台帳等	3. 対象月の売上台帳等	3. 2021 年 6 月売上台帳等 (所定用紙に記入の上、 F A X 又は郵送・持参可)
4. 営業許可証		
5. 申請者本人名義通帳又は法人名義通帳		
6. 身分証明書 (運転免許書等) 又は履歴事項全部証明書		
7. 宣誓・同意書	7. 宣誓・同意書	

※法人の場合、決算期によっては 3 期分ご用意いただく場合がございます。
※来所時に開業年月日、営業時間、申請登録電話番号、取引先情報をお伺いいたします。

3. 月次支援金ホームページで、アカウントの登録を行ったマイページにアクセスし、必要情報を入力し、必要書類を添付して申請を行ってください。

(留意事項)

7 月以降は混雑が予想されるため、4・5 月分の申請と 6 月分の申請は分けて申請することをお勧めします (可能な限り 4・5 月分は 6 月中の申請をお勧めします)。

申請から給付まで 2~3 週間ほど想定されます (混雑状況によっては更に時間を要する場合があります)